

教 文 第 505-2 号  
博 美 第 1 1 9 号  
令和 6 年 6 月 10 日

琉球大学名誉教授  
永津 禎三 殿

沖縄県教育庁文化財課長  
瑞慶覧 勝利  
沖縄県立博物館・美術館長  
里井 洋一  
(公 印 省 略)

返還された御後絵の保管・保存についての【質問】に対する回答状

令和 6 年 6 月 1 日付け文書にて、質問のありました事項について回答させていただきます。回答の最後に担当を示しております。県文化財課による回答については（文化財課）、県立博物館・美術館による回答については（博物館・美術館）となります。

「質問一」への回答

1. 第 1 回返還文化財保存修復検討委員会が開催されたのはどこか

A. 沖縄県立博物館・美術館 県民アトリエ・こどもアトリエ。(文化財課)

2. 開催場所は御後絵の保管・保存に問題のない場所であったか

A. 開催場所は、IPM 対策が施された部屋であり、温湿度および光量など、絵画資料を取り扱うための環境が確保されている場所である。文化財の展開は卓上にそのまま配置するのではなく、文化財保護専用の不織布シートを巻いた展示台を卓上に配置し、文化財に対して環境被害が生じにくい状況を設け、慎重に扱って本紙の剥落等がないことを確認した。(文化財課、博物館・美術館)

3. 委員会開催までに保管・保存の担当学芸員は何を準備したのか、それは十分な準備であったか。

A. ①令和 6 年 3 月 14 日の返還後、目視による状態確認のうえで、ガスバリアシートで専用で作成した袋に入れ、脱酸素剤による殺虫処理を行った（通常、博物館では薬剤や二酸化炭素による燻蒸を行うが、資料への影響を最小限にするための方法を選択した）。文化財に対して被害を与える可能性がある虫類の発生がないか確認を行い、収蔵庫へと移

送した。(博物館・美術館)

②当該文化財については、これまで類似資料が発見されていないものであることから、不用意な取り扱いによって文化財に対する人的被害を生じさせないため、学芸員による取り出し等についても制限していた。(文化財課)

4. 委員の中に保管・保存の専門家はいらっしゃるのか、いらっしゃった場合、その委員からこの委員会での御後絵の扱いについて、また、今後の対応についてどのような意見が出されたか。

A. ①文化財(絵画資料)の保管・保存については、東京文化財研究所特任研究員早川泰弘氏、東京藝術大学教授荒井経氏が専門的知見を有している。現に下記の指摘があった。

②御後絵の扱いについては、経年による本紙の浮きが見られるものは、巻き戻しを行わず保管するよう助言があったため、助言の通り拡げた状態で安全対策を行い、収蔵庫内で保管している。

また、今後の保管・保存・修復については文化庁の指導・助言のもと行うことも確認している。(文化財課)

5. 委員の中に保管・保存の専門家がいらっしゃらなかった場合、各委員からは、この委員会での御後絵の扱いについて、また、今後の対応についてどのような意見が出たか。

A. 「4.」にて回答。

6. 委員会終了後、御後絵は巻き戻されたのか、そのまま拡げられているのか

A. 経年による本紙の浮きが見られるものについては、巻き戻しを行わず保管するよう助言があったため、助言の通り拡げた状態で安全対策を行い、収蔵庫内で保管している。(文化財課)

7. 御後絵は現在、どこにあるのか

A. 沖縄県立博物館・美術館 地下収蔵庫(文化財課)

「質問二」への回答

1. 前項と重なる質問になるが、保管・保存の専門家の委員はいらっしゃるのか、いらっしゃるならどなたか

A. 文化財(絵画資料)の保管・保存については、東京文化財研究所特任研究員早川泰弘氏、東京藝術大学教授荒井経氏が専門的知見を有している。

また、今後の保管・保存・修復については、これまで国内の国宝・重要文化財の保存修

復を監督してきた実績と専門的知見を有する文化庁の指導・助言のもと行うことも確認している。(文化財課)

**2. 現在、第三者委員会でその責任を検証されている最中の人物である田名真之氏を委員に加えたこと、さらに委員長にまで推薦したのは何故か**

- A. ①田名真之氏の委員への選任は、田名氏の専門分野である琉球史研究、特に史書『球陽』および家譜資料についての研究蓄積を評価したものである。
- 文化財の指定を行う場合、指定対象の文化財そのものの調査・分析が必要となることはさることながら、文化財を取り巻く歴史的背景を把握することも必要となる。田名氏の研究蓄積は、御後絵に関する記録が含まれる前述の資料全般にわたる。
- ②田名氏の委員長選出は、委員による互選の結果である。委員から田名氏が委員長にふさわしい旨推薦され、委員全員の賛成により委員長へと就任した。(文化財課)